

鶴ヶ島市告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により坂戸都市計画生産緑地地区を変更したことに伴い、特定生産緑地を変更したので、次のとおり公示する。

令和6年10月16日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



特定生産緑地（鶴ヶ島市）の変更

	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地面積		指定期限日
			変更前	変更後	
1	脚折町四丁目地内	第2号	約0.26ha	約0.14ha	令和14年12月9日

「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地（鶴ヶ島市）指定図

